

vihāra-pāla と寺主 (vihāra-svāmin)

松 田 真 道

vihāra-pāla という役職名はインド仏教教団においていかなる性格を有するのであろうか。またその漢訳相当語は何であらうか。一方、寺主と漢訳される教団の役職名はいかなる性格を有し、その原語は何であらうか。これらを解明し、vihāra-pāla と寺主の異同を論ずるのが本論のテーマである。

(1) vihāra-pāla と寺主の性格

āṛāma-pāla, uyyāna-pāla, dāya-pāla (守園人、守林人)といった職業名がパーリ語に見い出されるが、いづれも在俗者の職業である。それでは vihāra-pāla も同じように在俗者としての職名なのであろうか。vihāra-pāla の南伝大蔵經の用例をみると、まず律藏の第四十二波逸提 (PTS. Vin. iv. 94) の驅出他村落戒(在家に招待されて食事に行き、一緒に行った比丘を理由もなく去らせてはならない)において、病者、留守者、vihāra-pāla (gilāna, ohiyyaka, —) というように並列して用いられていて、その人たちに食を持ってゆかせる場合は不犯であるという。この場合は出家者のようである。次に相應部

(PTS. SN. i. 185) では Vāṅḡisa は出家して間もない新比丘であり、後に残されて vihāra-pāla となったとあるから、やはり出家者のようである。この漢訳としては別訳雜阿含經卷十三(大2・461下)の「時彼尊者婆耆奢。於僧直次守于僧房。」が相当するようである。第三に律の註釈書 Samantapāsādikā (PTS. Samanta. ii. 357) では第二波羅夷の説明の部分に vihāra-pāla が出づくるが、「サンガの vihāra-pāla」と記されるのみで、その性格はよくわからない。次に vihāra-pāla の音写語である毘訶羅波羅の大正藏經での用例をみると、根本說一切有部毘奈耶頌卷中(大24・633下)では第十二波逸底迦の嫌毀輕賤学処(知事比丘を嫌罵してはならない)において十二種の一つとして出てくるが、出家の役職名である。同卷下(大24・649下)においても出家の役職名として用いられているようである。

大唐西域求法高僧伝卷上(大51・5下)において毘訶羅波羅は護寺であるといい、やはり出家者の役職名である。なお毘訶羅波羅の用例がいづれも義浄の訳や著に出てくることは留意

すべきであろう。以上の用例でみると *vihāra-pāṭi* は在家者の職名ではなく出家者のそのようである。具体的にどのような内容の職であったかはよくわからないが、精舎の責任者としての位のようなものである。

次に寺主といわれる役職名はどういうものであろうか。大正藏經の用例をみると、まず撰集百緣經卷五(大4・27下)の餓鬼品の第五十話に寺主が出てくるが、一比丘を請じて寺主となし、僧事を管理せしめたという。大宝積經卷八十二(大11・47上)の郁伽長者会では十五種の比丘をあげているが、その最後に「營事」「寺主」があげられている。因緣僧護經(大17・56下、570上中)で種々の地獄人の前生を説く箇所では寺主が三例出てくるが、一つは羴羊の姿をしたものの前生は出家人にして寺主であり「典内外事事檢校、營僧事」とある。寺務の監督の役目のようである。その弟子が不如法に稚を打ったので諸律師が寺主を難じたところ、寺主は僧事を営んでいることの労苦は大変なものだと言いつ返している。第二の寺主の例は大肉台の前生であり、「選好房舎、而自受用、及与知識」とあり、房舎の分配を司っていたようである。第三の例は拘修羅の前生であり、「以僧厨食、銜売得物、用作衣裳」とあるから食事の手配を司っていたようである。この三例はいずれも出家者の役職である。根本説一切有部毘奈耶卷二十九(大24・78上)、目連問戒律中五百輕重事(大24・97上)の寺

主は比丘の役目であり、僧の行動を先導する役のようである。大唐西域求法高僧伝では寺主は「造寺之人」とされているが、精舎の建築にかかわる監督者(*grāhaka*)とどう異なるのか、やや特殊な例のように思える。総じていえば平川彰氏が寺主を「寺の食料や寝具などの収入をつかさどり、そこに止住する比丘たちの生活の配慮につとめる比丘」(『初期大乘仏教の研究』53頁)と説明していることにつきよう。寺主を出家者の職名と考えることは確かなことのように思える。ただし静谷正雄氏の『インド仏教碑銘目録』を参照すると、寺主の女性形(*vihāra-svāminī*)が二例あるが(No. 1780, G90)、これは出家とは限らないという。寺主があるいは在家の職掌にも用いられたかもしれないことを附記しておく。

(2) *vihāra-pāṭi* の漢訳相当語と寺主の原語

vihāra-pāṭi は毘訶羅波羅と義浄によって音写されているが、漢訳語は何に相当するのであろうか。上述の求法高僧伝において義浄は護寺と訳しているが、この語の他の用例は見あたらないし、他に漢訳相当語を知る手がかりはない。*vihāra-pāṭi* を寺主と漢訳することは考えられないであろうか。

寺主の原語はいろいろ考えられる。上述の求法高僧伝では寺主は毘訶羅波羅(*vihāra-svāmin*)であると述べている。前述の撰集百緣經の寺主は梵本(*Avadāna-sūtra*)と比較すると *vihāra-svāmin* である。前出『インド仏教碑銘目録』には

vihāra-svāmin が幾つか出づるが (No. 643, 1769, 1799, G1, 78, 85, 115) 静谷氏は寺主と訳している。これらのことから寺主の原語は *vihāra-svāmin* と考えてよからう。他に考えられる語としては例えば梵本根本有部律藥事 (Gijigī MSS. i. 249) に *upadhivārika* (守寺者) という語が出てくるが、寺主と関係ないであろうか。この用例では糖蜜を与えてよい五種の中に *upadhivārika*, *navakarmika* が含まれている。この語はエジャートンの仏教混淆梵語辞書 136 頁にも説明されているが、検討を要する語である。敦煌本戒經 (『鳴沙余韻』第三十九) の第十捨墮に寺主が出てくることは既に触れたことがあるが (印仏研 30—1)、執事人 *veyyāvaccakara* に相当するのが寺主となっている。この執事人は在家の信者または僧伽の使用人と考えられるから、寺主にも在家者の職掌としての用法があったのかもしれないし、あるいは曲解して出家者の寺主が執事人であるとしたとも考えられるが、特異な用例である。

このように *vihāra-pāla* の漢訳語は護寺であり、寺主の原語は *vihāra-svāmin* であるとみるのが妥当であり、*vihāra-pāla* と寺主が相応する語とはいえないことになる。それでは両者の違いはどうなるかというに、両者の性格をみるとところで各用例を列挙したが、その限りでは明確な相異は考えられないのである。寺主の原語である *vihāra-svāmin* は摩摩帝であるという説がある (S. Lévi et É. Chavannes, JA, 1915)。

摩摩帝は寺主、知事に相当し、知事は *karma-dāna* に相当し (S. Beal の大唐西域記卷二の訳) *karma-dāna* は授事や維那と訳される (南海寄帰内法伝卷四)。撰集百緣經の第一の寺主の用例で稚を打つことを述べているが、寄帰伝では授事が稚を鳴らすとしている。このような矛盾から考えるに、これらの語は明確に区別できない性質があるようである。大唐西域求法高僧伝は寺主、護寺、授事を区別しているが、これらの語には厳密な区分がなかったのではなからうか。教団の発展の種々な段階、地域や寺による相違によって意味する内容は異なるように思える。インドの教団での職制は中国以降の禪宗の六知事のようにには整備されず、それが整ったのは中国仏教になってからではなからうか。 *vihāra-pāla* と寺主の関係をみる限りにおいて、その差異がうかがえないことから、このように思える。

以上述べた点をまとめると、*vihāra-pāla* は在家者の職掌ではなく出家者のそれであるということが一つ。寺主についても同じことがいえるが、在家者の職掌としても用いられた可能性は残る。 *vihāra-pāla* と寺主の漢訳語、原語を相応させると両者は別箇の用語であるが、意味する内容にはここを用いた例でみる限り差異は考えられない。理由を推察すると、インド仏教教団において未だ比丘の職掌の厳密な整備はなかったのではないかということである。 (駒沢大学大学院)